

農林水産物・食品の生産・製造・流通・小売業に 携わっている皆様へ

食料の生産と消費をつなぐ「食料システム」の持続性を確保するため
新しい法律が創設されました。



食料システム法

概要パンフレット



〔食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による
事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律〕

はじめに
～ 食料システム法の背景について解説します～

近年、農業の資材費や食品の原材料費等が高止まりし、食料の持続的な供給が困難に。

食料安全保障の確保を図る観点から、新たな「食料システム法」を制定。

食料システム法の第1の柱 ～合理的な費用を考慮した価格形成～

持続的な供給に要する費用を考慮した価格形成を進め、コストを下回る価格での取引を抑止

合理的な価格形成の実現

食料システム法の第2の柱 ～食品産業の持続的な発展～

国産原材料の活用や環境負荷の抑制等に取り組む食品産業の事業者への支援

食品の付加価値の向上

消費者の理解を得ながら、食料システム全体で食料の持続的な供給を実現

合理的な費用を考慮した価格形成（令和8年4月1日より開始）

今回の改正のポイント

- ① 食料全般の取引を対象として、取引の適正化に係る努力義務が課されます。
- ② 努力義務に対応した行動規範として、農林水産大臣が判断基準を定め、これに基づき、大臣による指導・助言等の措置が講じられます。
- ③ 農林水産大臣が指定した品目について、大臣が認定した団体がコスト指標を作成します。
- ④ こうした措置により、食品等の取引において費用の考慮を促し、コスト割れを抑止することが本法の目的です。

注目ポイント① 事業者の努力義務

食料全般を対象に以下の2つの努力義務が課されます。

- ① 持続的な供給に要するコスト等の考慮を求める事由を示して、協議の申出がされた場合、誠実に協議
- ② 商慣習の見直しなど、持続的な供給に資する取組の提案があった場合の検討・協力

取引当事者間で①②の努力義務を通じ
実質的かつ誠実な協議等を促進

注）努力義務を踏まえた事業者の行動規範（判断基準）については、今後、審議会等の意見も踏まえつつ、省令で具体化予定。

農林水産大臣が「食品等取引実態調査」を実施。

（令和7年10月1日より開始）

必要に応じて、指導・助言または勧告・公表。

注）不正な取引方法に該当する場合は、公正取引委員会に通知。

注目ポイント② コスト指標の作成・活用

農林水産大臣が指定した品目について、団体がコスト指標の作成・公表を行い、コスト指標を活用した制度の運用を行います。

指定品目

指定品目について
コスト指標を作成

コスト指標作成団体

① 関係者によるコスト指標の作成・公表

注）団体の役職員等に対し秘密保持義務

② 消費者への情報提供

注）令和7年10月現在、米、野菜、飲用牛乳、豆腐・納豆を候補として検討しており、今後、審議会等の意見も踏まえつつ、省令で指定予定。

取組が不十分な場合のイメージ

以下のケース等について、取組が不十分であるとして、農林水産大臣の指導・助言等の措置の対象となり得ます。

- ① コストの上昇を説明したにもかかわらず、一方的に価格交渉を拒絶する
- ② 補助金等の支援措置を理由に、一方的に値引きを行う
- ③ 消費者の値頃感を理由に、一方的に納品価格を決める
- ④ 商慣習の改善に関する提案があるにもかかわらず、一方的に協力しない

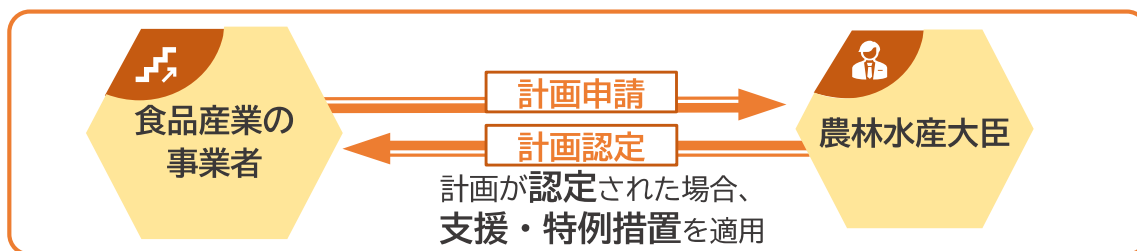
食品産業の持続的な発展(新たな計画認定制度)(令和7年10月1日より開始)

今回の改正のポイント

- ① 食品産業の事業者が、生産者との安定的な取引関係の確立などの取組を行う計画を作成し、農林水産大臣の認定を受けた場合、各種支援・特例措置を受けることが可能です。
- ② こうした支援措置により、事業者の取組を後押しし、食品産業の持続的な発展を図ることが本法の目的です。

制度の対象とスキーム

- ① 食品製造業者、食品卸売業者、食品小売業者、外食業者の皆様が対象となります。
- ② 以下の4つのうちいずれかの取組を行う計画が認定対象です。



01 生産者との安定的な 取引関係の確立

💡 取組事例

- ・ 新たな産地との原材料調達に関する契約の締結
- ・ 農林漁業者への出資

02 流通の合理化

💡 取組事例

- ・ 労働生産性向上のための設備の導入
- ・ 新規需要先開拓のための新たな事業所の整備

03 環境負荷の低減

💡 取組事例

- ・ 食品の製造過程における食品ロスの削減
- ・ 食品廃棄物の利活用

04 消費者に選ばれる ための情報提供

💡 取組事例

- ・ 製品のサステナビリティ情報の消費者への発信
- ・ 食品のコスト構造の見える化

✏ 01～04のための 技術の研究開発 や 事業再編 も、認定の対象となります。

💡 取組事例

- ・ 資源循環に対応した食品容器包装の開発(研究開発)
- ・ 地元農家から主に原材料を調達する豆腐製造業者の株式取得(事業再編)

認定による主なメリット

資金調達支援		中小企業者に対する長期・低利の融資
		融資を受ける際の債務保証
税制優遇		中小企業の設備投資に対する税制優遇
		脱炭素化に向けた投資に対する税制優遇
研究開発		農研機構の所有する研究開発設備の利用

Q & A

Q この制度はいつから開始されるのですか？

A 計画認定制度は令和7年10月より受付を開始しております。価格形成に関する制度は令和8年4月より開始いたします(※食品等取引実態調査は令和7年10月より開始)。

Q 計画認定制度の申請については、どこに相談すればよいのですか？

A 一部の場合を除き、お近くの地方農政局等が相談窓口となります。詳しくは、食料システム法のホームページご確認ください。

■ 食料システム法 計画認定制度のホームページ

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/keikaku/gaiyou.html>



お問い合わせ先

農林水産省 大臣官房 新事業・食品産業部 企画グループ 食料システム連携推進室

TEL(直通): 取引適正化関係 03-6744-2278

計画認定制度関係 03-3502-8051

Address: 〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

関連URL

- 食料システム法

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/250623.html>



- 食品産業の持続的な発展に向けた検討会〈計画認定制度関係〉

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/kikaku/jizoku/index.html>



- 適正な価格形成に関する協議会〈取引適正化関係〉

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/kikaku/kaku_keisei/index.html



- 農林水産省 適正取引推進のページ

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/kikaku/teikiseitorihiki.html>

